

平成25年5月9日
総務省北海道管区行政評価局
(局長：杉山 茂)

自家用電気工作物の安全確保に関する行政評価・監視 －自家用発電設備を中心として－ 〈調査結果に基づく所見表示〉

総務省北海道管区行政評価局では、北海道内の電力需給が逼迫^{ひっぱく}、又は逼迫するおそれがある中で、常用の発電設備を施設してその電気を使用している事業場における保安体制の充実と安全確保を推進する観点から、自家用電気工作物について経済産業省北海道産業保安監督部における保安監督の実施状況及び設置者における維持・運用状況等を調査したところ、自家用電気工作物の保安の確保等が十分に図られていない状況がみられた。

調査結果を踏まえ、平成25年5月9日、経済産業省北海道産業保安監督部に対して、必要な改善措置を講じるよう所見表示。

〈本件照会先〉

総務省北海道管区行政評価局第二部第一評価監視官室

よしだ ゆあさ

(担当) 吉田、湯浅

(電話) 011-709-2311(内線3143) (直通) 011-709-1806

(FAX) 011-709-1843

(Eメール) hkd21@soumu.go.jp

概要

調査の背景

- 電力会社等から受電して電気を使用する需要設備、発電設備とその発電した電気を使用する設備等の「自家用電気工作物」は、事故等の発生時において停電や火災など、公共の財産に損害を与え、社会的に大きな影響を及ぼす場合がある。このため、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）により、設置者は、①自家用電気工作物の技術基準への適合維持、②保安規程の制定・届出及び遵守、③主任技術者の選任・届出等を行うこととされているなど、自己責任の下で自家用電気工作物に係る保安体制を構築し、その安全を確保しなければならない義務が課せられている。
- 北海道産業保安監督部は、法に基づき、①技術基準への適合命令、②保安規程の変更命令、③主任技術者免状の返納命令のほか、保安業務に係る報告の徴収、設置者に対する立入検査等により、自家用電気工作物の維持・運用状況に対し保安監督を実施。
- 北海道内における自家用電気工作物に係る事故の発生状況をみると、毎年のように保守不備等による電気事故が発生しており、北海道産業保安監督部による立入検査においても、保安規程に基づく巡視・点検の未実施等、法に適合しない不備が繰り返し指摘。

実地調査

以下により30事業場を抽出

- ① 平成22年度又は23年度の北海道産業保安監督部の立入検査で不備が指摘された事業場（13事業場）
- ② 交通、医療、通信及び上下水道等の社会的に重要と認められる事業場（12事業場）
- ③ 宿泊施設その他の事業場（5事業場）

主な所見表示事項

- ① 設置者への法令遵守や自家用電気工作物の保安確保の周知、指導等の徹底、主任技術者への職責の重要性の周知・徹底及び職務の的確な遂行の指導 等
- ② 立入検査の確認書における指摘理由等の具体的かつ明確な記載及び改善措置結果の確認後のフォローアップ調査の実施 等
- ③ 自家用電気工作物のデータベースについて、適時・適切な入力・点検及び管理方法の見直し 等

左記の事項を経済産業省北海道産業保安監督部に対して所見表示

所見表示日：平成25年5月9日

1 設置者における保安規程の遵守及び技術基準への適合状況等

制度・仕組み

設置者には、法に基づき、以下のような義務が課せられている。

- 自家用電気工作物の電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）への適合維持（法第39条）。
- i) 自家用電気工作物の保安を確保するための保安規程の制定・産業保安監督部長に対する届出（法第42条第1項）、ii) 保安規程を変更したときの産業保安監督部長に対する届出（同条第2項）、iii) 設置者及びその従業者における保安規程の遵守（同条第4項）。
- 自家用電気工作物の保安の監督をさせるための主任技術者の選任・届出等（法第43条）。

調査結果

抽出した30事業場における自家用電気工作物に係る保安の確保状況を実地調査

⇒ 10事業場（33.3%）で保安確保が十分でない事例あり

（主な事例）

- 保安規程に基づく定期点検が行われていない、非常災害時等における緊急連絡体制図が整備されていないなど、保安規程が遵守されていないとみられるもの（7事業場）
【事例①及び事例③】（p5参照）
- 発電所の出入口の施錠装置が開錠されたままとなっており、取扱者以外の者が立ち入るおそれがあるもの（2事業場）
【事例④】（p5参照）
- 発電所の廃止報告が行われておらず、法定事項が遵守されていないもの（1事業場）

所見表示事項

北海道産業保安監督部は、設置者における自主的な保安体制の一層の充実を図るため、次の措置を講じる必要がある。

- ① 当局が調査対象とした事業場において保安規程が遵守されていないとみられる設置者等に対して、速やかに改善のための必要な措置を講じること。
- ② 保安規程の届出書受理時等において、設置者等に対し、法令遵守や自家用電気工作物の保安確保についての周知、指導等を徹底すること。
また、主任技術者に対しては、関係団体等とも連携の上、各種会議及び講習会等を活用するなどにより、保安監督の職責の重要性について周知・徹底し、職務を的確に遂行するよう指導すること。

2 北海道産業保安監督部における立入検査の実施状況

制度・仕組み

- 北海道産業保安監督部の立入検査の結果、技術基準への不適合又は保安規程の遵守違反と認められた場合、保安規程を変更すべきと認められた場合等には、北海道産業保安監督部と設置者が「立入検査結果確認書」を取り交わした上で、設置者は、指摘事項に基づく「改善（予定）報告書」を北海道産業保安監督部に提出することとされている。

調査結果

平成22年度及び23年度の北海道産業保安監督部における立入検査の実施状況を調査

⇒ 立入検査の実施方法に改善の余地がある事例あり

（主な事例）

- 確認書で保安規程の変更等を指摘しているが、指摘内容が具体的に明記されていないもの（北海道産業保安監督部の立入検査で不備が指摘された46事業場のうち10事業場）
- 北海道産業保安監督部の立入検査で不備が指摘された13事業場について、当局が調査したところ、立入検査で指摘された月次点検を行っておらず、立入検査の実施の効果が確保されていないもの（1事業場）【事例②】（p5参照）

所見表示事項

北海道産業保安監督部は、設置者における自主的な保安体制の一層の整備を図るため、次の措置を講じる必要がある。

- ① 確認書において、具体的な指摘理由及び要改善事項を明確に記載すること。
- ② 立入検査の実施の効果が確保されていない事業場について、速やかに必要な措置を講じること。
また、改善報告書の受理に当たっては、確認書に基づく改善措置結果の確認を徹底するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施すること。

3 北海道産業保安監督部における自家用電気工作物の使用実態の把握状況

制度・仕組み

- 北海道産業保安監督部は、自家用電気工作物に係る保安監督業務に資するため、需要設備に係る「自家用電気工作物データベース」（以下「自家用データベース」という。）と発電所に係る「発電所データベース」を作成し、発電設備の設置年月・原動力や主任技術者の選任形態・選任年月日等の自家用電気工作物に係る情報を把握・管理。

このうち、発電所データベースについては、自家用データベースの補完を目的として、届出書等の受理時において、保安確保に必要な情報を入力・管理することとしている。このため、自家用電気工作物の使用実態を的確に把握し、保安監督業務を効率的・効果的に実施する上で、両データベースに入力されている各種情報は、整合性を確保するなど、適時・適切に管理することが必要。

調査結果

発電所データベースに登録されている770事業場の情報管理の状況を調査

⇒ 延べ218事業場について、北海道産業保安監督部における設置者に係る保安管理の実態把握が十分でない事例あり

（主な事例）

- 届出書等を受理する際、自家用データベースの入力情報は更新しているものの、発電所データベースについては更新していないなど、両データベース間の入力情報の整合性が図られていないもの（16事業場）
- 事業場が重複して登録されているもの（8（延べ19）事業場）
- 発電設備の設置年月、出力及び原動力や、主任技術者の選任形態、氏名及び選任年月日等の情報が未入力となっているもの（183事業場）

所見表示事項

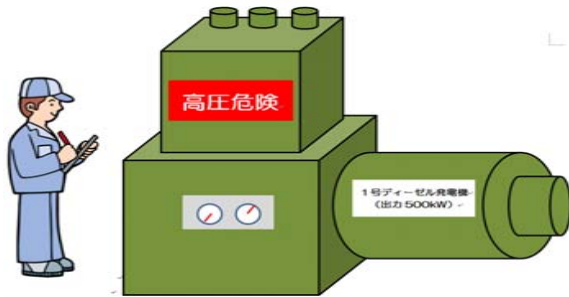
北海道産業保安監督部は、保安監督業務の効率的・効果的な実施に資するため、次の措置を講じる必要がある。

- ① 発電所データベースの入力情報の点検とその結果に基づく必要な改善を行うこと。
- ② 届出書の受理時等における適時・適切な情報の入力の徹底、当該情報の入力状況を確認・点検する仕組みを整備すること。
- ③ 発電所データベースと自家用データベース間で関連する情報の入力について、担当者相互間の連携を徹底、両データベースの管理方法を見直すこと。

主な事例（設置者における保安確保が不十分なもの）

【事例①】 保安規程に規定している自家用電気工作物の月次点検が行われていないもの（p 2 参照）

保安規程で、発電所について月次点検を実施するよう規定しているが、発電所建物の防護柵の入口扉前を雪捨て場として使用しているため、入口扉の開閉が不可能となり、平成24年1月から4月までの期間及び同年12月の月次点検を実施していない。



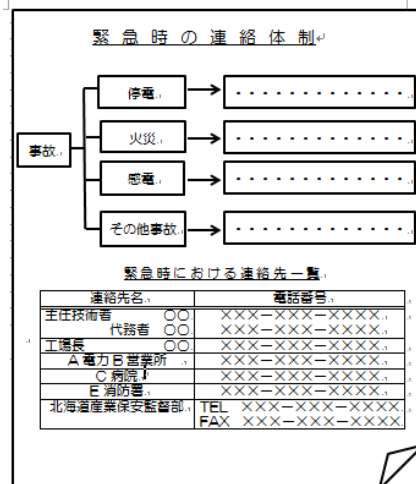
【事例②】 北海道産業保安監督部の立入検査の指摘事項に対するその後の改善措置が徹底されていないもの（p 3 参照）

立入検査において、保安規程に定める定期点検の内容及び月次点検の位置付けを検討する指摘を受け、改善報告書で月次点検を確実に行うことができるよう職員を増員した旨報告している。

しかし、業務多忙を理由として、改善報告書での改善措置の報告後に月次点検を行っていないなど、立入検査の指摘事項に対するその後の改善措置が徹底されていない。

【事例③】 保安規程に規定している非常災害時等における「緊急連絡体制図」が整備されていないもの（p 2 参照）

保安規程において、非常災害その他の災害に備えて自家用電気工作物の保安を確保するために、適切な処置をとることができる体制をあらかじめ整備しておくよう規定しているが、非常災害時等における「緊急連絡体制図」を整備していない。



【事例④】 発電所の出入口の施錠装置が開錠されたままとなっており、一般来場者など取扱者以外の者が立ち入るおそれがあるもの（p 2 参照）

発電所には施錠装置が施設されており、一般来場者など取扱者以外の者が誤って立ち入らないように発電所出入口に「立入禁止」の表示板を掲出しているが、日常点検業務等で取扱者が頻繁に出入りするためなどとして、施錠装置が開錠されたままとなっている。

